認識論的な合理性と感性的直観

滝 沢 正 之

はじめに

イマヌエル・カントが『純粋理性批判』でなにを試みたのか、という問いにたいする答えは、解釈者によってまちまちである。とりわけ、分析哲学に親しんだ現代の解釈者の目から見えるカントは、伝統的な解釈の目から見えるカントとは、いささか異なる姿をしているように思われる。本論文の目的は、現代的な視点から描いたカント像の一つの可能性を提示することにある。とりわけ、本論文は、以下の二点を強調しつつ解釈を進める。第一に、カント認識理論における基礎的な単位を、表象にではなく、判断に見てとること。第二に、カントの論証が参照している根拠を、自己知がもつとされるある種の特権性にではなく、合理性が要求する規範に見てとること。

私はすでに、いくつかの論点にそくして、このような解釈の方向性に沿ったカント像を提示することを試みてきた。それをうけて、本論文では、まず、『純粋理性批判』の問題設定の場面に立ちかえり、解釈の基本的な構図を確認する作業を行う。ついで、これまでの拙論では中心的に扱ってこなかった、感性的直観という道具立ての位置づけについて論じることとしたい。

本論に先立ち、本論文の構成をあらかじめ述べておく。本論部分は三つの節から構成される。第一節においては、『純粋理性批判』の問題設定について、整理が行われる。第二節においては、第一節で確認された問題に

ついて、カントがどのような方針のもとに議論を進めようとしているのかが考察される。第三節においては、その方針が、経験的認識における感性的直観の位置づけという論点について、どのような具体的なかたちをとって展開していくのかが検討される。

1 世界および自然の一般的構造についての知識

(1) アプリオリな綜合判断の可能

『純粋理性批判』の問題設定を確認するところから出発しよう。両版「序文 Vorrede」の記述をそのまま受けとるならば、それは以下のとおりである。カントによれば、数学、自然学、形而上学という諸学が事実として成立している。そして、これらの諸学には「アプリオリな綜合判断」と呼ばれるような諸判断が含まれている。例としては「5+7=12」「変化にはなんらかの原因がある」「霊魂は単純である」等々が挙げられよう。『純粋理性批判』は、こういった判断が可能であることを説明することを試みる。ただし、これは、判断が成立する過程にかんする事実問題を、たとえば心理学的な観点などから明らかにすることではない。アプリオリな綜合判断の可能を説明するということは、アプリオリな綜合判断が、それぞれの学の領域において、妥当なものとして成立しうることを説明するということである。

このように考えると、諸学の基礎づけが『純粋理性批判』の課題という ことになるであろう。しかし、事態はもう少し複雑である。第二版「序 文」の一説を引いておこう。

さて、純粋理性の本来的な課題は、以下の問いに含まれている、すなわち、いかにしてアプリオリな綜合判断は可能であるのか? (B19)⁽¹⁾

ここでのアプリオリな綜合判断が、諸学を構成する諸命題のみを指して

いるのであれば、話は先に述べたとおりとなる。ところが、『純粋理性批判』が扱うアプリオリな綜合判断と諸学との関係は、もう少し複雑である。諸学を実際に構成する諸命題は、たしかにアプリオリな綜合判断に分類されうるかもしれない。しかし、『純粋理性批判』は、諸学の基礎づけよりも、より基底的な場面を扱っている。『純粋理性批判』がアプリオリな綜合判断として論じるのは、数学や自然学に含まれる具体的な命題よりもはるかに抽象度の高い「原則の体系」における諸原則などであり、そこから諸学を構成する諸命題へ至る道のりには、まだまだ多くの議論が要求される。そして、カントがそういった議論を詳細に提示しようとするのは、『純粋理性批判』とは別のテキストにおいてなのである。(2)

では、『純粋理性批判』が扱うアプリオリな綜合判断をどう考えるべきか。ここで考えられるべきは、かつての存在論がその支配下に置いていた知識の領域である。(A247/B303) すなわち、その内実は、諸学の前提となっているような、世界そして自然の一般的構造についての知識ということになろう。⁽³⁾ 以下、これを省略して、「構造の知識」と呼ぶこととする。数学、自然学、形而上学という諸学が基礎づけられたものとして成立するためには、世界や自然が一般にそのような諸学の成立を許すようなものでなければならない。カントは、そのような構造についての知識を、諸学の成立に先行するものとして提示しようとしている。そして、この知識が、アプリオリな綜合判断として与えられるのである。

ところで、「アプリオリ」そして「綜合的」といった概念は、周知のとおり、問題含みのものである。しかし、本論文では、これらの概念について検討を加えることはせず、ストローソンと同様の立場を採ることとしたい。⁽⁴⁾ すなわち、カントがとにもかくにも構造の知識という特殊な哲学的認識に注目したことのみを重視し、これを「アプリオリな綜合判断」と呼ぶことが適切かどうかは問わないこととする。ここでは、この表現にカントが込めようとした意味のうち、重要と思われる二つを確認するにとどめ

たい。第一に、構造の知識は、客観的対象にかんする知識を個別の経験的 認識の成立を俟つことなく与えるようなものである。第二に、構造の知識 は、それが与えられることで、我々の認識を拡張するようなものである。

(2) 構造の知識の具体的内容

ついで確認すべきは、構造の知識がもつ具体的な内容である。ここで注目したいのは、構造の知識が、三つに分節されたものとして整理されうることである。すでに確認したように、本論文は諸学の基礎づけという論点には立ちいらない。しかし、カントが諸学を数学、自然学、形而上学の三つに区分したことそのものは注目に値する。学におけるこの区分は、『純粋理性批判』を貫く三区分の一つの現れである。カントはこれら三つの学のそれぞれに、三つの認識能力すなわち感性、悟性、理性を割りあてる。そして、それぞれの認識能力の検討に、『純粋理性批判』における「超越論的感性論」「超越論的分析論」「超越論的弁証論」の三部門をそれぞれ割りあてる。もちろん、実際に認識がなされるさいには、三つの認識能力は協働するはずであるし、それゆえ、上記の三部門もまた独立に成立するものではありえない。しかし、ここで重要なのは、こういった三区分に対応して、構造の知識もまた三つに区分されるということである。

順に、その概要を確認しておきたい。

第一に、世界は、空間的および時間的に広がりをもつものであり、経験的認識の諸対象は、時空的なものとして存在する。この構造の知識は、認識能力としては、感性に由来するものとして位置づけられる。

第二に、自然には、偶有性を備えた諸実体が存在し、さらに、それらの 実体は、因果関係や相互作用関係のもとに立っている。また、そういった 諸実体に属するさまざまな性質や関係は、外延量あるいは内包量として数 学的に規定することが可能なものである。こういった一連の構造の知識 は、言うまでもなく、諸カテゴリーに根拠をもつものとして、悟性に対応 づけられて示されるものである。⁽⁵⁾

第三の構造の知識は、前二者といささか性格を異にする。人間的な主体は、複数の経験的認識を積みかさねて現実世界にかんする探究の営みをなす。そのさい、どのように探究をなすべきかを指示する規範が、構造の知識と誤認されることがある。カント哲学の用語で述べるならば、統制的に使用されるべき理性理念が、構成的なものと誤認されてしまうのである。このような誤認が、形而上学という学的領域が妥当なかたちで成立するという仮象を導くことになる、とカントは述べる。⁽⁶⁾

(3) 問題の整理

上に示したような構造の知識を提示することが『純粋理性批判』の目的であるとしよう。ここで問うべきは、いかにしてこれが哲学的に妥当なかたちで獲得されうるのか、ということである。すでに確認したように、構造の知識はアプリオリな綜合判断であるとされる。つまり、経験的認識に先立って、世界そして自然の一般的構造についての知識が、拡張的な認識として獲得されうる、とカントは主張している。あらためて考えてみれば、これは法外な主張である。いかにしてこのようなことが可能になるのであろうか。

2 経験の可能性の条件と判断の合理化

(1) 経験の可能性の条件への着目

『純粋理性批判』は、構造の知識の成立をどのようにして説明するのか。 カントの基本的な発想は経験の可能性の条件に注目するというものであ る。周知のように、カントがこの発想を前面に押しだして議論をすすめる のは、「超越論的分析論」において、悟性の機能を検討するさいにである。 しかし、本論文はこの概念装置の適用範囲を拡張し、感性、悟性、理性、 いずれの認識能力を論じるさいにも根底に置かれているカントの一貫した 発想を表すものとして手がかりとしたい。

まず、構造の知識がどこに定位して論じられるものなのかを考えておきたい。すでに指摘したように、『純粋理性批判』の議論は、諸学の基礎づけの一歩手前でなされている。これはすなわち、構造の知識が、諸学の成立よりも基底的な場面に定位することで論じられているということを意味する。では、その認識論的により基底的な場面とはなにか。それは、個別具体的な経験的認識にほかならない。構造の知識は、経験的な認識を検討することではじめて、哲学的に接近可能なものとなるのである。

では、それはどのようにしてか。とりあえず論証を省略して概略のみを述べるならば、カントの議論の道行きは以下のように整理しうる。

人間的な主体は、現実世界における客観的な諸対象についてなされる経験的認識 empirische Erkenntnisの主体であるとされる。さて、経験的認識が妥当なかたちで成立するためには、認識主体がなんらかの経験 Erfahrung をもつことが必要である。これはすなわち、ある主体が、ある対象について経験的認識をなしたと言われるためには、その主体は同時にその対象について経験をもったと言われうるのでなければならない、ということを意味する。さて、人間的な認識主体が経験をもちうるための条件があるとしよう。この条件は同時に経験の対象の条件でもあることになる、とカントは考える。かくかくの条件のもとでのみ経験が成立することから、経験される対象はしかじかの条件のもとに必ず服することが導かれる、というわけである。

さて、経験は、経験的認識の妥当性を支えるものとして導入されたものであり、また、経験の対象は経験的認識の対象でもある。すなわち、経験の可能性の条件は、経験の対象の条件であり、さらにそのことにより、経験的認識の対象の可能性の条件でもある。ここで、もしも経験的認識の対象が、世界や自然に存在しうる対象と外延を同じくするのであれば、経験的認識の対象の可能性の条件についての知識を、世界そして自然の一般的

構造についての知識として位置づけることができよう。そして、カントは、この前件は成立していると考える。カントは経験的認識の対象を現象と呼び、ただ現象のみが客観的に存在しうる対象として認められる、とするのである。

経験の可能性の条件についての知識は、対象にかんする拡張的な知識を 個別の経験的認識の成立を俟つことなく与えるものである。すなわち、構 造の知識は、アプリオリな綜合判断と位置づけられうる。この事情を、第 二版「超越論的演繹」の最終節で、カントは以下のように表現している。

したがって我々には、ただ可能的経験の諸対象についてのもの以外には、いかなるアプリオリな認識も可能ではない。(B166)

経験の可能性の条件についての知識を与えることがすなわち、アプリオリな綜合判断としての構造の知識を提示することとなる。『純粋理性批判』の基本的な発想はこのように整理しうる。では、この発想は、どのようにして哲学的な正当化を得るのであろうか。別の角度からの接近を試みることとしたい。

(2) 理性を批判するとはいかなることか

『純粋理性批判』は、その書名に明示されているように、人間的な主体のもつ理性という能力、とりわけ理論理性という能力を吟味検討し、それが妥当なかたちで機能しうるような領域を確定することを目指した書物である。この十八世紀哲学特有の能力論の語彙による定式化を、現代的な語彙によって述べなおすならば、以下のようになる。人間的な主体がなんらかのものごとを認識するさいに合理的であるとはいかなることなのか、また、合理的でありうるための条件はなにか。カントの答えは以下のように整理しうる。

人間的な主体は、理性という能力を用いて認識を、それも経験的な認識をなすことができる。別様に表現するならば、カントは理性を用いた認知的活動を「認識 Erkenntnis」と呼び、そういった活動を経験的な場面においても人間がなしうると考える。(*) 他方、この世界には、さまざまなかたちで情報を利用したり認知的活動を行ったりしている存在者がいる。たとえば、ある程度気温の高い日が続くと発芽する植物がいる。蛙は飛んでいる蠅を目で追い、舌で捉えて食べる。情報に反応する、という点に注目すれば、ここにさらにガス警報器や温度計を並べることができるかもしれない。また、犬や豚などの高等な哺乳類であれば、別様のもっと複雑で高度な認知的活動をしているかもしれない。このように、さまざまな存在者が、さまざまな認知的活動をなしている。そのうちに、人間においてのみ見られうるような独特な認知的活動としての認識がある、というわけである。

さて、ここで問うべきは、ある存在者にたいして、認識と呼ばれる独特な認知的活動を帰属させるための基準である。なぜ人間のみが認識をなしうると言えるのか。ある種の人間にたいして、認識能力が欠けていると言われるのはどのような場合か。犬やガス警報器は、どのような機能あるいは能力を備えたときに、人間と同様の認識主体となった、と言われうるのか。このような問いにたいして一定の説得力のある基準を示すこと、これが求められるであろう。⁽⁸⁾

ここに、構造の知識の役割がある。カントは、人間的な認知活動を、構造の知識をその主体に帰属させることを意味するような認知的活動として位置づけているのである。なるほど、蛙はなんらかの認知的活動をしているかもしれないが、上手に蠅を捉えるだけで、なんらかの構造の知識をもっているようには思われない。ところが、人間的な認識は異なる。認識は、理性を用いた認知的活動であり、認識主体は、構造の知識をもっているはずであり、もっていなければおかしい。このように、構造の知識の帰

属可能性が、認識主体であるか否かの徴表になること、これをカントは示 そうとしていると考えられる。

ここで問うべきは、理性的あるいは合理的であることと、構造の知識が帰属されうることとの関係である。私はすでに実践哲学にそくして、カント的な合理性の内実について論じておいた。⁽⁹⁾ そこでは、カント的な合理性は、一定の規範のもとで一連の行為を積みかさねていく実践にそくして位置づけられた。この合理性の理解は、実践哲学のみならず理論哲学においても成立すると思われる。この拡張は、経験的認識を、根拠づけられた経験判断を積みかさねて現実世界についての知識を獲得する、という一つの実践として捉えることにおいてなされる。すなわち、認識が合理的な実践である、ということは、認識という実践にあたって主体が一定の規範のもとに服さねばならない、ということを意味する。このとき、理性批判とは、合理的な実践において暗黙的に働いている規範を、顕示的なかたちで明らかにする哲学的な試みとして位置づけられよう。そして、そのような規範の知識は、その実践に参与している合理的な主体にたいして、それをもっているはずだ、もっていなければおかしい、というかたちで、権利上、帰属させられることになる。

ここで前節の議論を参照しよう。前節で論じた経験の可能性の条件は、認識における規範の一部をなしている、と考えられる。⁽¹⁰⁾ このとき、人間的な認識が合理的な実践である、ということは、認識にさいして経験の可能性の条件を規範として受けいれる主体のみが合理的と認められる、ということを意味していることとなろう。さらに、経験の可能性の条件は、経験の対象の可能性の条件でもあるとされていた。すなわち、構造の知識をもっており、それを規範として受けいれる主体のみが、合理的と呼ばれうることになるのである。かくして、経験的認識における規範の知識こそが、構造の知識であることになる。

(3) 認識における合理性と判断

経験的認識は合理的な営みであり、一定の規範のもとに服する。ここで重要なのは、認識における合理性が、判断の合理化に帰着するということである。このことは、先に挙げた三つの構造の知識すべてに共通する特徴である。そして、三つの差異もまた、判断とのかかわりの差異に帰着することになる。では、なぜ判断が出発点となるのか。この点については、すでに論じたことがあるので、結論のみを示しておく。(11)

そもそも、認識は真であったり偽であったりする営みである。そして、 真偽は判断にかんしてのみ問われうる。すなわち、経験的認識を含め、認 識とは、その内容が命題の形式で表現されるようなものであり、また、認 識主体は、まずもって判断主体でなければならない。

さて、認識は理性を用いた認知活動であり、一定の規範のもとに服するものであった。認識が判断において成立する、ということを踏まえると、認識における合理性の要求は、判断には根拠がなければならない、という要求として理解しうる。なんの根拠もなしにある判断がなされても、そこに認識が成立したとは見なされない。なぜそのような判断をなしたのか、判断主体がその根拠ないしは理由を示して正当化することができてはじめて、認識がなされたことになる。

この点は、判断を、主張という言語行為と関連づけることでより明確になる。判断をなすことそのものは他者の介在を必要としない営みでありうる。しかし、ある主体が判断をなしているのであれば、その主体は、少なくとも、その判断の内容を他者にたいして主張をする用意がなければならないであろう。さて、主張という言語行為をなす主体は、そのことによって、他者から要求があったときに、その主張にかんして根拠を示して正当化する義務を引きうけたとみなされよう。そうであるならば、対応する同様な事情が判断にかんしても成立すると思われる。すなわち、判断主体にたいしても、その判断にかんして根拠を示して正当化をなしうることが要

(4) この整理の特徴

『純粋理性批判』が、なんらかのかたちで構造の知識に類するものを与えようとしていることについては、多くの解釈が一致するところである。問題は、これがいかにして与えられるのかという点にある。以下、節をあらためて、とくに感性に由来する構造の知識について検討したい。ただし、それに先立って、本論文のこれまでの整理を簡単に特徴づけておく。

わかりやすさのために、他の可能な解釈との対比を行うこととしよう。 便宜上、この立場を教科書的説明と呼んでおく。ただし、教科書的説明 は、特定の論者に帰することができるようなものではなく、あくまで対比 のためにいささか戯画化したかたちで構成した、仮想的なものであること を断っておく。

教科書的説明は次のように述べる。カント的な認識主体は、心のうちに 多様な諸表象をもつ状態から認識という営みを出発させる。認識とは、心 のうちの諸表象を素材とし、それらを自らの能力によって一定の形式のも とに結合させることで、表象の対象であるような、認識対象を構成する営 みである。しかるに、自分がどのように対象を構成しているかは、その本 人にとって自明のはずである。それゆえ、主体は、対象一般についての構 造の知識を得ることができる。

『純粋理性批判』のうちには、たしかにこのような解釈を示唆するような記述が多く含まれている。しかし、現代のカント解釈では、『純粋理性批判』から、別のより説得的かつ生産的な議論を引きだそうとする、さまざまな試みが積みかさねられてきている。⁽¹³⁾ そして、本節もまた、教科書的説明とは異なる方向性を提示してきたのであった。

それにたいして、本論文の立場は以下のようになる。カント的な認識主体は、経験的認識において自らの能力を行使して、根拠づけられた判断を

構成しようとしている。そのような主体は、根拠づけられた判断をなすさいに要求される規範を、自らのものとして引きうけなければならない。この規範から、主体は、経験的認識の対象一般の構造について知識を得ることができる。教科書的説明との対比の要点のうち、本論文の議論にかかわるもののみを四つ挙げておけば、以下のようになる。

第一に、経験的認識を説明するさいの基本的な単位が、表象ではなく判断に置かれる。第二に、構造の知識をもちうることの理由が、自己知がもつとされる直接性や透明性にではなく、規範性の受容に伴う帰属可能性に求められる。第三に、対象を構成するということは、判断を真にするような事態を成立させることではなく、真偽が問われうるような妥当な判断をなすことである。第四に、心が表象を結合する過程は、対象の心像を形成するような過程ではなく、判断の正当化のために証拠を操作する過程である。

このような構図のもとで解釈することで、『純粋理性批判』の諸議論から、教科書的説明からは導かれえない哲学的洞察を読みとることが可能になると考えられる。以下では、その具体的な展開を示すことを試みる。

3 経験的認識における感性的直観の役割

(1) 経験的認識において要求される諸能力

経験的認識を一つの実践として描出するとしよう。そこに存する規範を示すことが課題である。すでに確認したように、経験的認識には、判断を証拠によって正当化する過程が含まれている。ある主体が、そのような実践をなしうるためには、その主体にたいしてどのような規範が課せられるのであろうか。こう問いを立てると、認識能力が三つに区分されていることの眼目が明らかになる。感性、悟性、理性は、各々なりのしかたで判断の根拠づけの機能を果たしているのであり、それぞれの根拠づけの機能にそくして、別種の規範が課せられることになるのである。

ここで、大まかな見取り図を提示しておきたい。各能力の観点から、経験的認識の主体に要求されるものを整理するならば、このようになる。

第一に要求されるのは、その主体が感性的直観という能力をもっていることである。⁽¹⁴⁾ この能力をもつということは、視覚や聴覚や触覚などの感覚器官によって、一定の時空的パースペクティヴから現実世界の状況を認知でき、さらには、そのことを当該主体自身が表象しうる、ということである。つまり、感性的直観は、主体が知覚的経験をもつことを可能にする。では、なぜ知覚的経験が重要なのか。それは、知覚的経験が判断の証拠として機能するからである。判断主体は、なぜそのような判断をなしたのか、という問いかけがなされたときに、自らの知覚的経験を引きあいに出して正当化をすることができなければならない。逆に、この能力を欠いている主体は、経験的認識における判断の正当化という土俵にそもそも乗ることができない。そのような感性的直観の位置づけゆえに、ここから一定の規範が導出されることになる。この点については、後に詳しく検討する。

第二に要求されるのは、その主体が、感性的直観から複数の情報を獲得したうえで、その複数の情報にたいして一定の操作を行い、対象についての客観的な判断を形成することができる、ということである。この能力は、悟性や構想力、あるいは統覚などに属するものとして語られ、その操作は綜合的統一 synthetische Einheit と呼ばれる。主体にたいして、なぜそのような判断をなしたのか、という問いかけがなされたとしよう。感性的直観は、知覚的経験を引きあいに出すことを可能にした。しかし、カントは、客観的な判断を正当化するためには、単一の知覚的経験を引きあいに出すためでは不十分である、と考える。複数の知覚的経験を引きあいに出したうえで、それらをかくかくのしかたで組みあわせると客観的な状況がしかじかであることが証拠立てられる、というかたちでの正当化を与えることが、経験的認識においては要求されるのである。ここからもまた、

一定の規範が見いだされ、カテゴリーや超越論的原則といったかたちで語られることになる。⁽¹⁵⁾

第三に要求されるのは、別の角度からの正当化である。これまで、なぜそのような判断をなしたのか、という問いかけは、なぜその判断が真であると考えるのか、という問いかけとしてなされていた。しかし、この問いかけは、別の含意をもってなされることもありうる。すなわち、なにを目指してそのような判断をなしているのか、という含意である。これに答える能力が理性である。理性は、経験的認識を積みかさねていった先の仮想的な到達点を理念として提示することで、個別の経験的認識に一定の方向づけを与えて統制する。この能力がなければ、経験的認識という実践は、目標を欠いたその場限りのものとなってしまう。そのような主体は、カントにとっては合理的ではない。ここから、理性理念もまた一定の規範として機能しているといえよう。(16)

このように、諸能力のそれぞれにかんして、一定の規範が対応している。経験的認識の主体であるためには、たんに感性、悟性、理性を備えているだけでは不十分である。諸能力を適切に行使できなければならず、それはすなわち、こういった規範を受けいれねばならないということである。そして、その規範が構造の知識を導くのであった。さて、悟性および理性についてのこういった事情については、すでにいくつかの拙論で不十分ながら触れておいた。そこで、本論文では、以下、感性にとくに注目して検討を行うこととしたい。

(2) 感性的直観と空間的なパースペクティヴ

カントは「超越論的感性論」で感性的な直観能力の説明を行う。そこでは、空間および時間が感性的直観の形式としての位置づけをうける。すなわち、結局のところ、時空的な秩序のもとに服することが、経験の対象の可能性の条件であり、また、時空的な秩序にかんする知識こそが、構造の

知識であることになる。しかしながら、こういった議論を評価するためには、その一歩手前で、そもそもなぜ認識にとって感性的直観が必要とされるのかを考察する必要がある。この点について適切な理解が得られてはじめて、空間および時間の適切な位置づけもまた可能になる。

すでに述べたように、経験的認識において、判断の根拠として引きあい に出すべきものが、経験に他ならない。ある主体が自らの判断を、自分が かくかくしかじかの経験をした、という事実に訴えて正当化するときに、 経験的認識が成立するのである。この意味で、経験が可能でなければ、経 験的認識は成立しえない。さて、ここでの問題は、経験における直観の役 割である。直観が、それも感性的直観が要求されるのはなぜか。

内容を欠く思想は空虚であり、概念を欠く直観は盲目である。(A51/B75)

「超越論的分析論」の冒頭部分のこの一文は、直観が、経験の可能性の 条件の不可欠な一要素であることを示している。では、それはいかなる意 味においてなのであろうか。

ある主体が経験的認識において判断をなしているとしよう。このとき、その主体にたいしては、判断にかんして根拠を示して正当化をなしうることが要求される。そして、その正当化は、自らの経験を根拠として参照するようなものでなければならないのであった。これはすなわち、なぜそのような主張をなしたのか、と問われたときに、自分がかくかくしかじかのことを経験したからだ、と答えられる、ということである。⁽¹⁷⁾ 感性的直観は、この経験のありように実質を与える。感性的直観という能力をもつことで、主体は、自分自身が見たり聞いたり触ったりしているという知覚的経験を引きあいに出すことができるようになるのである。⁽¹⁸⁾

ここで、個々の感性的直観を介した知覚的経験が、時空的なパースペク

ティヴを含んでいることに注目したい。さらに、本論文では空間的なパースペクティヴに限定して議論を進めたい。⁽¹⁹⁾

感性的直観は、視覚、聴覚、触覚といった外的感官をもつことで主体に備わる能力である。これは、第一義的には、その主体が外界から情報を取りいれるための能力である。しかし、それだけではない。感性的直観は、外界の状況を教えるのと同時に、その外界の状況のうちにどのように主体自身が位置づけられているのかをも教えてくれる。

「超越論的感性論」で、空間のアプリオリテートを主張するさいに、カントは以下のように述べる。

なぜなら、ある諸感覚が私の外のなにかと(つまり、私がそこに存在するところとは別の空間の場所におけるなにかと)関係づけられるためには、また同様に、私が諸感覚を互いの外に併存しているものとして、したがって、たんに異なっているのではなく、異なった場所にあるものとして表象しうるためには、空間の表象がすでに根底に存していなければならないからである。(A23/B38)

ここから、感性的直観が主体にどのような情報を与えてくれるのかが読みとれる。まず、主体としての自分が一個の身体をもち、空間のある場所を占めていることが前提となっている。⁽²⁰⁾ そして、自分のいるその場所から広がる空間において、特定の方向の特定の距離に諸対象が配置されていることが認知される。そして、この認知と相即的に、自分自身のいる場所の空間的配置も規定される。すなわち、特定の諸対象が特定のしかたで配置されている、という知覚的経験を獲得しうるような特定の場所に、自分自身が位置をもっていることが把握される。このようにして、感性的直観は、空間的なパースペクティヴをもつ知覚的経験を可能にする。

(3) 空間的なパースペクティヴの重要性

ここで注目したいのは、このような感性的直観の特徴づけが、規範的な意味をもつということである。経験的認識の主体は感性的直観をもたねばならず、その感性的直観は、空間的なパースペクティヴをもたなければならない。そうでなければ、感性的直観は、経験的認識において判断の正当化に役立つことができない。それは、以下の理由による。

経験的認識は客観的な真理を目指してなされるものである。第二版「超越論的演繹」§19において、カントは経験的認識における判断の機能を、以下のように説明している。

判断における連結語「ある」は、与えられた諸表象の客観的統一を主観的統一から区別することを目指す。なぜならば、連結語は、諸表象の根源的統覚への関係、そして、それらの諸表象の必然的統一を表示するものであるからであり、それは、たとえ判断そのものが、たとえば物体は重さをもつというように、経験的であり、したがって偶然的であったとしてもそうである。(B141-2)

ここでは感性的直観および空間を問題としているので、例となる判断を「物体は重さをもつ」ではなく、「蕎麦屋の東に寿司屋がある」という判断に変更しよう。この判断の内容もまた、経験的でありかつ偶然的である。

さて、判断をなすことは、真理を、それも、客観的な真理を目指す営みである。問題の判断が真であるとすれば、主体がそのような判断をなすかどうかとは無関係かつ独立に、蕎麦屋の東に寿司屋があるのでなければならない。そして、もしもそうであるならば、経験的認識における判断の内容は、主観性を完全に排除したかたちで、すなわち、判断主体がいっさい登場しないかたちで表現できなければならない。『純粋理性批判』におけるカントがこの方向をきわめて徹底的に推しすすめており、また、そのこ

とを客観性の概念からして当然のことと考えている。先ほどの引用のすぐ 後で、カントは以下のように述べる。

後者〔連想の諸法則〕にしたがうと、私はただ「私がある物体をもつときには、私は重さの圧を感じる」と言うことができるだけであり、「それ、つまりその物体は重さをもつ」とは言えない。後者は、この二つの表象が客観において、つまり、主観の状態の区別なく結合しており、たんに知覚において(その知覚がいかに繰りかえされていようとも)並存しているのではない、と言うのと同じである。(B142)

カントの判断においては、第二次性質への言及は許されないし、直示詞や指標詞の使用はまったく念頭に置かれていない。これはいささか潔癖に過ぎる態度であり、これらを含んでもなお判断の客観性は確保されうるはずである。⁽²¹⁾ しかし、とにもかくにも、判断の真偽を問うさいに、判断主体のありように目を向けなければならないのであれば、それがいかなるかたちであれ、その判断は客観的な真理を志向する資格を欠いてしまう、とカントは考えている。判断は、いわば、どこからでもない視点から現実世界のありようを描いていなければならない。⁽²²⁾ 先ほどの「蕎麦屋の東に寿司屋がある」という判断は、その点で合格である。その内容のうちに特定の視点すなわちパースペクティヴが含まれていないからである。

ところが、その一方で、経験的認識の主体は、判断にたいして自らの経験に訴えた正当化をなしえなければならない。これはすなわち、その判断なすことを支持するような証拠となりうる経験を、判断主体である自分自身がもっていることを示さねばならない、ということである。ここで、感性的直観の役割が明らかになる。感性的直観は「私のいるここから左手に蕎麦屋が、右手に寿司屋が見える」という知覚的経験をもつことを主体に可能にしてくれるのである。

この知覚的経験は、主体自身のいる場所を引きあいに出しているという意味で、なるほど主観性の要素を含みはするが、たんに主観的なだけのものではない。そこで経験されているのは、一定のパースペクティヴからの客観的な世界についての眺めである。つまり、この知覚的経験は、主体への言及を不可欠なものとして含みつつも、あくまで客観的な状況についてのものである。だからこそ、この知覚的経験は、問題の判断を当該の主体がなすことを正当化しうる。「私のいるここから左手に蕎麦屋が、右手に寿司屋が見える」という知覚的経験をもつことは、蕎麦屋の東に寿司屋があることが客観的に成立しており、かつ、そう判断する主体がその判断を真にするような状況に立ちあっていたことを証拠立てるものであるからである。(23)

このことは、経験的認識の主体にとっては、情報処理過程が完全にサブパーソナルなものであってはならないということを意味する。感性的直観が与える情報は、主体自身が、その判断の根拠として自ら参照することができるものでなければならない。それゆえ、感性的直観は、意識的な表象をもつ能力として位置づけられることになる。⁽²⁴⁾

簡単な思考実験が、ここで要求されているものを理解する助けになる。 判断に類することをなしうるが、感性的直観表象をもちえない主体を想定 してみよう。知覚の意識をもたないにもかかわらず知覚的刺激に反応を示 す、盲視という現象が知られている。盲視をもつ主体は、どうしてそれが できるのか自分ではわからないままに、知覚的刺激を一定の信頼性をもっ て弁別することができるのである。このような盲視の能力をきわめて高い 信頼性をもって発揮しうる主体を想定してみよう。⁽²⁵⁾ あるいは、センサー をもち、外界の状況を的確に報告することはできるが、自分自身の認知的 状況をモニターする機能はもたない観測機械を想定してみよう。このよう な主体あるいは機械は、自分のいる場所から左手に蕎麦屋があり、右手に 寿司屋があるような状況に立ちあったさいに、外界の情報を受容し処理し て「蕎麦屋の東に寿司屋がある」という報告を出力することができる。しかし、ここにカント的な経験的認識は成立していない。これらの主体は、「なぜそう言えるのか」という問いにたいして自らの知覚的経験に訴えた正当化をすることができない。そして、すでに本論文は、正当化の実践に参与できない主体は合理的であるとはみなされず、理性的な認識主体としての資格もまたもたないことを確認したのであった。外界についての真なる判断をどれほどの信頼性をもって形成しうるとしても、それだけしかできない主体は、経験的認識の主体たりえないのである。「私のいるここから左手に蕎麦屋が、右手に寿司屋が見える」といったかたちで表現されるような、表象的な知覚的経験をもつことの意味は、ここに存する。

(4) 空間性にかんする構造の知識

このように考えると、空間が感性的直観の形式である、という「超越論的感性論」の主張の要点が明らかになる。経験的認識における合理性の基準は、経験的認識における判断の根拠としての感性的直観表象にたいして、空間的なパースペクティヴをもつことを要求する。空間は、人間的な主体にとって、事実問題として感性的直観の形式であるだけではない。その主体が合理的な経験的認識の主体であるかぎりにおいて、空間は感性的直観の形式でなければならないのである。

さらに、ここから、本論文のそもそもの問い、構造の知識の位置づけについても理解が得られる。再度確認しておけば、感性に由来する構造の知識とは、以下のようなものであった。すなわち、世界は、空間的および時間的に広がりをもつものであり、経験的認識の諸対象は、時空的なものとして存在する。そして、本論文では、空間性にのみ着目して議論を進めたのであった。ここではごく単純化して、構造の知識の内容を、世界は一般的に空間的なものである、というかたちで押さえておきたい。⁽²⁶⁾

さて、経験的認識の主体は、現実世界について、主観性を徹底的に排除

したかたちで客観的に判断をなさなければならない。その一方で、経験的 認識の主体は、自らがそのような判断をなす権限をもっていることを、証 拠によって正当化しなければならない。そのために要求される道具立て は、世界について客観的に語っていながらも、そこに主体の介在が明示的 に描きこまれているような経験である。しかるに、空間的なパースペク ティヴを含む感性的直観的表象は、諸対象の客観的な空間的配置を示しつ つも、そこに主体の介在が明示的に描きこまれているものである。つま り、空間的なパースペクティヴを含む知覚的経験こそが、その要件を満た すものなのである。

そして、カントは、人間的な認識主体にとって、経験的認識の要求を満たすような道具立ては、空間的なパースペクティヴ以外にはない、と考える。

しかしまた、空間をのぞいては、アプリオリに客観的と呼ばれうるような、主観的であり、かつ、なにか外的なものに関係づけられたような表象はないのである。(A28/B44)

もちろんこれは、問題の要件を満たすような別種のなにかが論理的にありえない、ということを意味しない。カントは『純粋理性批判』の随所で、空間および時間とは別の形式を備えた可能的な感性的直観について言及する。⁽²⁷⁾ そういった感性的直観をもつ主体は、人間とは異なるかたちで判断の正当化を行うかもしれない。つまり、人間的な主体にとって、空間的なパースペクティヴ以外の選択肢がないことは偶然的な事実である。しかし、そうでありながら、判断の正当化に適した手もちの道具が事実上それしかないために、空間性は、経験的認識にとって規範的な拘束力をもつことになる。

ここで、構造の知識は、以下のような位置づけを得る。

空間性は、経験的認識にとって規範的な拘束力をもつ。このことは、人間的な主体が経験的認識をなしているそのかぎりにおいて、その認識対象が存在する世界が一般的に空間的なものであることを意味する。世界そのものが空間的でなければ、空間的なパースペクティヴが成立することはないからである。さらに、こういった一連の事情は、認識主体が知っていなければならないことである。認識が合理的な実践であるならば、認識実践に参与する主体は、その実践を支える規範を自らのものとして引きうけていなければならない。そして、この規範の引きうけから派生して、認識主体には、世界が一般的に空間的なものであるという構造の知識もまた帰属されることになる。この構造の知識の帰属を拒否すれば、その認識主体は引きうけたはずの規範を理解していないことになり、合理的ではないとされてしまうであろう。

最後に、この構造の知識がアプリオリな綜合判断と呼ばれるに値するということを確認しておこう。本論文は、「アプリオリな綜合判断」という規定のもつ含意を以下のように取りだした。第一に、客観的対象にかんする知識を個別の経験的認識の成立を俟つことなく与えること。第二に、構造の知識は、それが与えられることで、我々の認識を拡張すること。まず、構造の知識は、世界の一般的な構造を語るものであるからして、第一の要件を満たす。さらに、構造の知識は第二の要件をも満たす。世界が一般的に空間的なものである、ということは、現実世界がもつ偶然的な特徴であるからである。当然、空間的ではない可能世界もありえよう。

偶然的かつ一般的な知識がどのようにして確保されたのか、確認しておく。経験的認識の規範は、規範であるかぎりで、認識の対象に一般的に当てはまるべきものである。一般性は、規範性に由来している。ただし、この規範はあくまで規範であり、現実世界の特徴とは無関係である。つまり、その規範が空転せずにきちんと機能するかどうかは、現実世界についての偶然的な事実に依存する。カントは、この依存関係を逆向きに辿って

いる。振りかえれば、これまでの議論はすべて、現実世界で人間的な主体が経験的認識をなしている、ということを前提にしていた。成功しているのであれば、成功するように世界ができているはずである。このようなかたちで、構造の知識は導かれるのである。

このようにして、世界は空間的に広がりをもつものであり、経験的認識の諸対象は空間的なものとして存在する、という構造の知識に『純粋理性 批判』は到達するのである。

おわりに

本論文におけるカントの到達点を確認しておこう。

ある主体が経験的認識をなしているそのかぎりで、その認識の対象にかんする構造の知識が成立する。これが、空間性にかんして述べられたことであった。最後に問題としたいのは、この前件は充足されているのか、ということである。この問いの要点は、以下のように説明しうる。

カントの到達点は、以下のような事態に類比的である。体育館でバレーボールの試合が行われているとしよう。そのことを誰かに聞いて知った人は、体育館を覗くことなく、ルールブックを確認するだけで、そこに一定の高さでネットが張られているということを知ることができる。しかし、ここで、本当にバレーボールが行われているのか、と問うことができるはずである。それと同様に、経験的認識というゲームが行われているとするならば、そのゲームのルールを確認することで、世界が一般的に空間的であるという構造の知識を得ることができる。しかし、ここでもまた、本当に経験的認識という実践がなされているのかどうか、と問うことができるように思われるのである。

まず、本論文冒頭で確認したように、カントは、数学、自然学、形而上 学という諸学が事実として成立していることを認めるところから『純粋理 性批判』を出発させている。すなわち、すでに事実として経験的認識が合 理的なものとしてなされている、ということは前提になっていると考えてよいだろう。カントは、まったくの無前提から構造の知識を導こうとしているのではない。一定の規範性に沿った認識実践がなされていることを前提にしたうえで、議論を進めているのである。

しかし、さらに次のように問うことができる。事実として経験的認識が合理的なものとしてなされているとしても、それは世界や自然の一部においてだけであって、経験的認識を拒むような現実がどこかにありはしないか。あるいは、カントや我々を含めた人間的な主体全員が「事実として経験的認識が合理的なものとしてなされている」と思っているだけで、実際にはそうではない可能性があるのではないか。つまり、本当は、経験的認識など一切なされてはいないのではないか。このような懐疑論的な挑戦に答えることは、感性にのみ主題を限定した本論文の範囲を超えることになる。これに応答する役割は、『純粋理性批判』の「超越論的演繹」や「観念論論駁」といった、悟性の機能をも射程に入れた考察がなされる箇所が担うことになるからである。

注

- (1) 『純粋理性批判 Kritik der reinen Vernunft』からの引用は慣例にしたがい、1781年の第一版を A、1787年の第二版を B で表記し、その後に頁を指定する。ただし、亀甲括弧 [] は、本論文の筆者(滝沢)による補足を示す。それ以外のカントの著作への指示は、アカデミー版全集の巻数および頁数にて行う。
- (2) そういった議論を扱っていると考えられるのは、たとえば『自然科学の形而上学的原理』であろう。このテキストの批判哲学における位置づけについては、犬竹2011を参照。
- (3) カントの以下の区別を尊重した表現を用いた。すなわち、カントは、すべての現象の数学的総体を「世界」と呼び、世界がさらに力学的総体でもあるとき、それを「自然」と呼ぶ。(A418/B446)
- (4) Strawson1966, p.44.

- (5) 様相のカテゴリーは、その役割が特殊なので、ここでは言及から外 した。
- (6) この論点は滝沢2015bの研究発表で扱った。近く論文として発表する予定である。
- (7) もちろん、カントにおける「認識」は経験的な場面に限定されない。数学的な認識や形而上学的な認識といったものもまた、認識の一種である。それどころか、カント以前の哲学史を顧みれば、数学や形而上学こそが、理性を用いた認知的活動つまりは認識の典型であるとされてきたとすら言いうるであろう。カントは、経験的な場面での認知的活動にかんしてもまた、理性が決定的な役割を果たしている、と主張しているのである。以下、本論文では、たんに「認識」と表現するときには、経験的認識のことを意味する。
- (8) もちろん、そのような基準が存在しない可能性もあろうが、カントはそう考えない。
- (9) 滝沢2015a 参照。理性という能力が発揮される場面は、狭義の認識に限定されるものではない。カントは、道徳的実践や、美的判定および目的論的判定の実践にかんしても批判を行う。すなわち、これらの実践もまた、認識と同様、合理的な営みである。ただし、本論文は『純粋理性批判』にのみ議論を限定するため、理論理性の批判のみを扱うこととする。
- (10) あくまで一部であってすべてではない。その他の認識における規範としては、一般論理学がまず挙げられるであろう。さらに、「超越論的図式機能」で論じられるような判断力の適切な使用にかんする規範もある。後者は、コード化が不可能である点で特徴的なものである。
- (11) 滝沢2016, pp.90(39)-88(41) および Brandom 2000, p.13におけるカントへの言及を参照。
- (12) 経験的認識において間主観性が果たす役割にカントが言及する箇所としては、「超越論的方法論」における真と見なすこと Fürwahrhaltenの定式化 (A820-1/B848-9) や、『プロレゴメナ』 §19における、客観的妥当性を万人への必然的な普遍的妥当性と交換可能とする主張 (4:298) などが指摘できるであろう。

- (13) そのうちの一つの潮流を構成するのがストローソン以降の英米系のカント解釈であるが、その流れにかんする最新の展望は、村井2015を参照。
- (14) 用語法について簡単な整理をしておく。以下では、「感性的直観」 で能力を指示し、その能力の発揮によって主体に把握される内容を 「感性的直観の表象」と表現することとした。ただし、カント自身の 用語法はそれほど一貫してはいない。
- (15) 滝沢2016を参照。
- (16) 滝沢2015b を参照。
- (17) 伝聞という媒介的な経路を認めることで、他者の経験に訴えた正当 化が可能となる。ただし、カントの認識理論には、この点についての 表立った考察はない。
- (18) カントは判断の根拠たりうるような経験を、狭義の知覚的経験に限定しているように思われる。しかしながら、経験に感性的直観が必要であるとしても、経験が知覚的経験のみでなければならないわけではない。カントはここで、後にプラグマティズムなどが強調することになる、経験的認識にとっての操作的な経験の重要性を見落としているように思われる。操作的な経験を判断の根拠たりうるようなかたちでなすためにも感性的直観は必要であるが、それは、操作的な経験が知覚的経験に回収されることを意味しない。たとえば、Hacking1983は、科学にとっての操作的な経験の重要性を説得的に描きだしている。
- (19) カントは「超越論的感性論」で空間と時間を基本的には並行的に論 じている。しかしながら、カントの認識理論において、空間と時間の 役割は明らかに異なり、とりわけ時間の役割については、感性的直観 のみを検討する本論文では十全に扱うことが難しい。そのため、本論 文では、空間のみを考察の対象とする。
- (20) カントは明確に述べてはいないが、自分自身の存在する場所を一つの「ここ」として把握できないような主体は、経験的認識の主体たりえないと思われる。たとえば Evans1982, 6.3で検討される思考実験には、知覚や行為をなす身体部分と、それを制御する身体部分とが別の場所にあるような主体が登場する。そのような主体は、カントの認識

理論においても問題を引きおこすであろう。

- (21) たとえば、第二次性質については、第一版「超越論的観念論」の注 (A28-9) で、味や色を客観的な規定から排除する議論が展開されている。ただし、そこでの議論はきわめて短いものであり、Mcdowell1998 のように第二次性質ばかりか価値的性質にまで客観性を認めようとする立場さえありうることを考えれば、十分なものとは言えない。
- (22)「どこからでもない視点」という表現と発想は Nagel1986から借りた。
- (23) 言わずもがなの注意であるが、「私のいるここから左手に蕎麦屋が、 右手に寿司屋が見える」は「蕎麦屋の東に寿司屋がある」を論理的に 含意しはしない。しかし、前者を経験していることは、後者を判断す ることを合理化しはする。
- (24) 主体にとって意識されえない表象は、当然のことながら、その役割を果たすことができない。それゆえ、カントは自己意識があらゆる表象に伴いうることを要求する (B131-2) のである。
- (25) Brandom2000, p.103の例を参考にした。
- (26) つまり、幾何学的知識の経験への適用可能性にかんするカントの主張には立ちいらない。
- (27) たとえば A27/B43や B148など。

文献

- Brandom, Robert B. 2000, Articulating Reasons: An Introduction to Inferentialism, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Evans, Gareth 1982, *The Varieties of Reference*, Oxford: Oxford University Press.
- Hacking, Ian 1983, Representing and Intervening: Intoroductory topics in the philosophy of natural science, Cambridge: Cambridge University Press.
- McDowell, John 1998, "Values and Secondary Qualities" *Mind, Value and Reality*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Nagel, Thomas 1986, The View from Nowhere, Oxford: Oxford University

Press.

- Rorty, Richard 1979, *Philosophy and the Mirror of Nature*, Princeton: Princeton University Press.
- Strawson, Peter F. 1966, *The Bounds of Sense: An Essay on Kant's Critique of Pure Reason*, London: Methuen.
- 大竹正幸 2011『カントの批判哲学と自然科学『自然科学の形而上学的原理』の研究』、創文社。
- 滝沢正之 2015a「カントにおける行為の自由と合理性」、カント研究会加藤泰史・舟場保之編『現代カント研究13 カントと現代哲学』、晃洋書房、pp.49-67。
- ------- 2016「カントにおける無の問題」、『駒澤大学 文化』第34号。
- 村井忠康 2015「自己意識への二つのアプローチ ―オックスフォード新館 と主義からカントへ―」、カント研究会 加藤泰史・舟場保之編『現代カント研究13 カントと現代哲学』、晃洋書房、pp.118-33。